

基調講演

児童福祉法改正で何が変わるか — 社会福祉実践がすべきこと —

【基調講演者】

児童福祉法改正と研究・現場実践の課題
松原 康雄（明治学院大学 学長）

1. 児童福祉法改正とその理念

改正の経緯

漸進的改革からパラダイムシフトを目指す改革へ

理念の転換 子どもの主体的権利の尊重

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」 第1条 抜粋

2. 法改正の柱（1）児童相談所の強化

設置自治体の拡大（特別区）

児童福祉司の増員・スーパーバイザーの配置・弁護士配置・児童心理司の配置基準化

児童相談所の指導措置委託先に市町村を追加

等

3. 法改正の柱（2）基礎自治体による支援

子育て支援、虐待対応の3層構造

親子再統合後の支援

要保護児童地域対策協議会の強化

4. 法改正の柱（3）社会的養護のあり方

「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」 第3条の2 抜粋

里親による養育と養子縁組の促進

児童福祉施設による家族支援

小規模化と子どものケア

5. 法改正後の動き

市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会
新たな社会的養育の在り方に関する検討会

6. 研究・実践における今後の課題

家族との対決という対応と、家族支援という対応の同時性と異時性

子どもや家族の「声」を聴き、代弁するソーシャルワークの必要性

パターナリズムとパートナーシップとのバランス

権威と権力

家族支援における児童福祉施設の機能と限界

社会的養護としての里親の位置づけ

子育て家庭によるイメージ

虐待対応に関する社会的意識

エビデンス・ベースの研究の必要性

第13回日本社会福祉学会フォーラム

～児童福祉法改正と研究・現場実践 の課題～

2017年3月28日

於:おかやま西川原プラザ

明治学院大学 学長 松原康雄

児童福祉法改正 経緯

- 社会保障審議会児童部会
- 「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」 2014年9月～2015年8月
- 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」 2015年9月～2016年3月
-
- 「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」報告書
 - 妊娠期からの切れ目のない支援
 - 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - 児童相談所の機能強化
 - 弁護士との関与など
 - 児童相談所職員の専門性向上
- 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書
 - 子どもの権利に関する明確な位置づけ(体罰禁止を含む)
 - 家庭支援の強化
 - 国・都道府県・市町村の責任と役割の明確化
 - 地域における支援機能の強化
 - 各関係機関の機能強化
 - 子どもへの適切なケアの保障
 - 継続的な支援と自立の保障
 - 司法関与と法的・制度的枠組みの強化
 - 職員の専門性の確保・向上と配置数の増加

漸進的改革から急速なパラダイムシフトへ

改正児童福祉法改正（2）第1条・第2条

- 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 第1条
- 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 以下 略 第2条

参考改正前の児童福祉法1・2条

- 第1条〔児童福祉の理念〕
- すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
- 第2条〔児童育成の責任〕
- 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

児童福祉法改正(1) 児童相談所の強化

- 設置自治体の拡大(特別区・中核市)
- 児童福祉司の増員・スーパーバイザーの配置・弁護士[○]の配置・児童心理司の配置基準化
- 児童相談所の指導措置委託先に市町村を追加
等

児童福祉法改正(2) 基礎自治体による支援

- 区市町村における支援拠点
- 子育て支援から虐待対応の3層構造
子育て世代包括支援センター(母子保健法)
母子保健サービスの充実
要保護児童等に対する支援の拠点
児童相談所(都道府県)
- 要保護児童対策調整機関に専門職の配置を義務付け ← 研修受講義務化

拠点の必要性

- 居場所
- 向こう三軒両隣関係を「避ける」ことのできる場所
- コーディネーター・ファシリテーターの重要性
人間関係の調整
グループ体験の提供
- ちょっとした相談から専門的相談まで

地域子育て支援拠点への期待

- 「排除」ではなく「包摂」の拠点へ
- 基礎自治体(区市町村)との協働
- 担い手の確保・育成
- 親子の参画
- 子どもの年齢層の伸張

児童福祉法改正(3)

社会的養護のあり方

- 乳児院等の長及び里親等は、児童及び保護者を対象として、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援を行うこととする。(法48-3 10月施行)
- 「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育される」

里親養育の現状

- 里親養育数の増加の困難性
- 私的養育と社会的養護の狭間
- 里親支援の重要性
- 実親との関係調整
- 里親子関係から養子縁組

施設の小規模化と子どものケア

- 愛着形成にとって固有の関係性が前提となるなら 施設職員の労働条件や離退職状況の改善が必要
- 本部「施設」のサポートと役割
- 在所期間の短縮と子どものパーマネンシー
- 児童相談所との関係（里親と児童相談所）

法改正後の動き

- 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ
- 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ
- 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会
- 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

研究・実践の課題

- 家族との対決という対応と、家族支援という対応の同時性と異時性
- 子どもや家族の「声」を聴き、代弁するソーシャルワークの必要性
- パターナリズムとパートナーシップとのバランス
- 権威と権力
- 家族支援における児童福祉施設の機能と限界
- 社会的養護としての里親の位置づけ
- 子育て家庭によるイメージ
- 虐待対応に関する社会的意識

子育て支援に関する利用意識

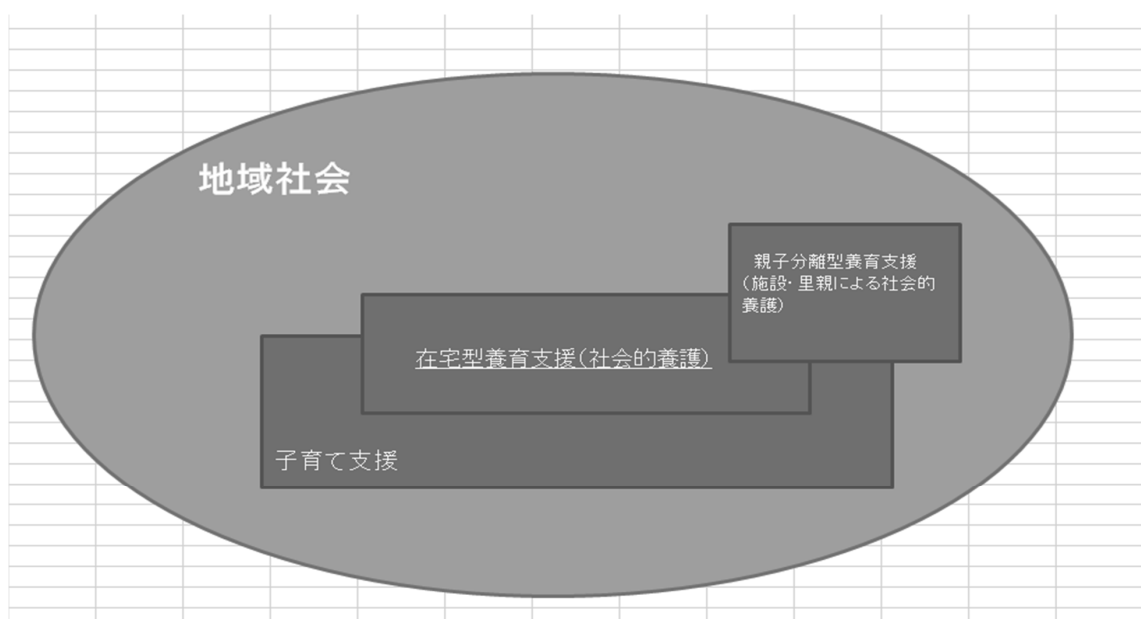
- 子育て支援の場に来ない家族
積極的拒否と消極的拒否
- 使い勝手
ワンストップ体制がない場合の煩雑性
- 利用者に対する地域の意識

積極的拒否群と消極的拒否群

- 児童相談所のみならず行政サービスや民間活動に対して拒否する子どもや家族が存在することは現場「智」である。区分すると →
 - 積極的拒否群と消極的拒否群とになる
 - 積極的拒否群 = 攻撃 排斥
 - 消極的拒否群 = 不参加 非協力 ドタキャン
- 等

前者は社会的つながりの一表現の可能性もあり顕在化しやすいが、後者は埋もれてしまう可能性がある。
小地域単位の情報を持つ区児童相談所への期待

子育て支援・社会的養護・地域社会の支援



おわりに

システムは人＝ワーカーがその当否を決定づける。

ワーカーが働きやすい環境整備こそがシステムの重要な役割

エビデンス・ベースの研究

子どものか、家族のかへの信頼